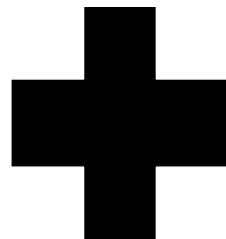


感染の拡大防止

行政 医療
の努力

県民の努力



医療保健行政
の働き

行動・営業
の自粛

見直しの3つの視点

安全な生活
安全な外出

他府県等へ
の配慮

段階的に

休業要請の解除の拡大

1. 以下の施設について、感染拡大予防ガイドラインの遵守等を前提に休業要請を追加解除

- ダーツバー
- カラオケボックス
- 場外馬（車・舟）券場（床面積の合計が1000㎡超の施設）
- 屋外水泳場（床面積の合計が1000㎡超の施設）
- スポーツクラブ（屋内）
- ホットヨガ・ヨガスタジオ
- ゲームセンター（床面積の合計が1000㎡超の施設）
- パチンコ屋（床面積の合計が1000㎡超の施設）

2. 解除日時：令和2年5月23日（土）0時から